

平成22年岳南排水路管理組合議会定例会(2月)会議録  
平成22年2月5日(金)

1 出席議員(9名)

|     |      |    |
|-----|------|----|
| 1番  | 鈴木敏和 | 議員 |
| 3番  | 西村綾子 | 議員 |
| 4番  | 小室直義 | 議員 |
| 5番  | 太田美満 | 議員 |
| 6番  | 佐野清明 | 議員 |
| 7番  | 太田康彦 | 議員 |
| 8番  | 諸星孝子 | 議員 |
| 9番  | 稲葉寿利 | 議員 |
| 10番 | 遠藤盛正 | 議員 |

2 欠席議員(1名)

|    |      |    |
|----|------|----|
| 2番 | 小山忠之 | 議員 |
|----|------|----|

3 説明のため出席した者(9名)

|           |       |
|-----------|-------|
| 管 理 者     | 鈴木尚君  |
| 副 管 理 者   | 鈴木利幸君 |
| 富士市上下水道部長 | 大河原忠君 |
| 富士市商工農林部長 | 金刺勝久君 |
| 富士宮市水道部長  | 小松政廣君 |
| 局 長       | 丸山友則君 |
| 次 長       | 小川佳英君 |
| 参事兼施設課長   | 鈴木廣實君 |
| 総 務 課 長   | 小山芳博君 |

3 出席した事務局職員(6名)

|           |       |
|-----------|-------|
| 参事補兼庶務係長  | 山田正廣君 |
| 参事補兼管理係長  | 桑原徳治君 |
| 業 務 係 長   | 米山佳秀君 |
| 工 務 係 長   | 近藤 敦君 |
| 庶 務 係 主 査 | 根上忠記君 |
| 庶 務 係 主 事 | 明石奉徳君 |

#### 4 議 事 日 程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議第 1 号 平成 2 1 年度岳南排水路管理組合会計補正予算<br>について（第 2 号）                       |
| 日程第 4 | 議第 2 号 平成 2 2 年度岳南排水路管理組合会計予算について                                    |
| 日程第 5 | 議第 3 号 岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の<br>職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正<br>する条例制定について |
| 日程第 6 | 議第 4 号 岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関<br>する条例の一部を改正する条例制定について                |

午前10時 開 会

議長（稲葉寿利議員） 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（稲葉寿利議員） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に

10番 遠藤盛正議員

1番 鈴木敏和議員

以上2名を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

議長（稲葉寿利議員） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

管理者。

管理者（鈴木 尚君） おはようございます。お許しをいただきましたので、本定例会に上程いたします各議案の審議をお願いするに当たりまして、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう議案の総括的な説明を申し上げます。

一昨年秋のリーマンショック以来世界が同時不況に陥り、我が国の経済も急速に悪化しましたが、2010年は、「内需も緩やかに持ち直し始める」と言われるものの、この岳南地域の基幹産業である紙・パルプ産業では、洋紙・板紙の需要減少や輸入紙の増加などにより大幅な生産調整を余儀なくされており、企業経営は極めて厳しい環境にあります。早期に、景気低迷を脱却し、健全な経済の回復を願いつつ、皆様のご支援を賜りながら、私共に与えられました使命であります施設の維持管理に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に提出いたします各議案の大綱でございますが、詳細につきましては、後ほど事務局から説明をいたさせますので、あらかじめご了承願います。

最初に議第1号平成21年度会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、7億7,988万2,000円とするものでござい

ます。

歳入におきましては、基金運用による財産収入及び退職手当基金繰入金を増額するものでございます。

歳出におきましては、職員人件費及び公課費の調整、また、岳南排水路基金への積み立て等、所要の措置を講ずるものでございます。

次に議第2号平成22年度会計予算についてでございますが、歳入歳出の予算総額を6億7,800万円といたしましたが、前年度と比較して4,720万円、6.5%の減額でございます。

歳入におきましては、主財源である使用料及び手数料として、5億6,151万円を見込みました。これは、歳入総額の82.8%を占めておりますが、前年度と比較して1,880万6,000円、3.2%の減額となっております。

この他、財産収入におきまして、基金運用に伴う利子収入等を3,212万8,000円、また、繰入金を5,433万1,000円、繰越金を3,000万円それぞれ措置いたすものでございます。

次に歳出につきましては、組合運営に係る総務管理費に2億464万3,000円、管渠、ポンプ施設の施設管理費として7,767万円、また、施設維持改良費として3億808万9,000円を計上いたしております。これら施設関係事業費の総額は、3億8,575万9,000円となり、歳出総額の56.9%を占めております。

また、諸支出金におきましては、岳南排水路基金、退職手当基金を合わせて5,712万7,000円を措置しております。

次に議第3号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、「船員保険法」が一部改正されたことにより、補償の適用対象外としておりました非常勤の船員のうち一部の者が適用となるため所要の措置を講ずるものでございます。

次に議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、「労働基準法」の改正に伴い、月に60時間を超える時間外勤務について、手当の割り増し率の引き上げ及び代替休の制度を設けるため所要の措置を講ずるものでございます。

以上、上程案件につきまして極めて主要点のみご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げます。私の説明を終わります。

議長（稲葉寿利議員） 以上で管理者の説明を終わります。

---

日程第3 議第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第2号）

議長（稲葉寿利議員） 日程第3 議第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） ただいま、上程いたしました議第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億7,988万2,000円とするものでございます。

議案書の6、7ページをお願いいたします。2款1項1目利子及び配当金でございますが、35万4,000円を増額し、3,349万8,000円とするものでございます。これは、岳南排水路基金の債券において、額面5億円の変動利付国債が当初、見込んでいた利率より0.15%ほど上がったことにより、運用収入が37万5,000円増加しましたが、大口定期では、利率が下がったことにより、1万円の減額となったことと、また、退職手当基金におきましても、大口定期の利率が下がったことにより、1万1,000円の減額となりましたので、差し引き合計で35万4,000円を増額をお願いするものでございます。

3款1項1目退職手当基金繰入金は、今年度、3人が退職となりますが、このうちの1人が昇格したことに伴う増額分132万1,000円と、給与改定に伴う減額分45万5,000円の差し引き額86万6,000円を増額しようとするものでございます。

次に、議案書の8、9ページをお願いいたします。3 歳出につきましてご説明申し上げます。

2款1項1目一般管理費は、381万5,000円を増額し、2億5,600万9,000円とするものでございます。これは、職員16人分の給与費でございます。

2節給料ですが、10万7,000円の増。これは、給与改定による減もございしますが、昇格による増があったことによるものでございます。

3節職員手当等が31万2,000円の増。この主なものといたしましては、管理職手当が62万3,000円、時間外勤務手当が103万6,000円、退職手当が86万6,000円増になりましたが、給与改定に伴い期末・勤勉手当が228万1,000円減となったことによるものでございます。

また、4節共済費は、負担金率の変更により166万4,000円の増となりました。

27節公租公課費は消費税でございますが、173万2,000円を増額でございます。これは、平成20年度決算確定に伴う、消費税の確定によるものでございます。

4款1項1目岳南排水路基金積立金は、5,036万5,000円を増額をお願いするものでございます。これは、補正第1号で、予備費に留保いたしました前年度繰越金のうち

5,000万円を基金に積み増しすると共に、財産収入でご説明いたしましたように、利子増による36万5,000円を積み立てるものでございます。

同じく、2目退職手当基金積立金でございますが、歳入で説明いたしましたが、大口定期の利率が下がったことにより、1万1,000円の減額をするものでございます。

次に、10、11ページをお願いいたします。5款1項1目予備費でございますが、基金への積み増し及び予算調整として5,294万9,000円を減額し、3,173万2,000円とするものでございます。

以上、平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号)につきましてご説明させていただきましたが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長(稲葉寿利議員) 当局の説明を終わります。

これから議第1号について、質疑に入ります。 質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。 討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから、採決に入ります。

議第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号)については、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第2号平成22年度岳南排水路管理組合会計予算について

議長(稲葉寿利議員) 日程第4 議第2号平成22年度岳南排水路管理組合会計予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長(丸山友則君) ただいま上程いたしました議第2号平成22年度岳南排水路管理組合会計予算についてをご説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。平成22年度岳南排水路管理組合会計予算は、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,800万円とするものでございます。

第2条におきまして地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、1億円と定めるものでございます。

それでは、議案書の20、21ページをお願いいたします。それでは、歳入から各款別に説明させていただきます。

1款1項1目使用料でございますが、薄青色の議案参考資料-1の2ページ、2)使用料

算定基礎排水量も併せてご参照をお願いいたします。本年度は、1目使用料として5億6,150万9,000円で、前年度に比較して1,880万6,000円、3.2%の減額でございます。このうち、岳南排水路使用料としては、5億6,120万円を見込みました。

使用料収入の内訳といたしましては、21ページの説明欄でございますように、基本料金の算定基礎となる許可排水量の合計は、前年度より2万5,474立方メートル減量した、日量144万1,380立方メートルを見込み、これに、基本料金単価の10.815円と12箇月を乗じた1億8,710万円とするものでございます。

また、従量料金は、平成21年度の見込み排水量に、過去5年間の平均減少率を乗じて算出し、前年度より1,233万立方メートル減量した2億9,695万立方メートルと見込み、これに従量料金単価の1.26円を乗じた3億7,410万円とするものでございます。

占用料でございますが、岳南排水路敷地の占用料で工作物設置等21件に係る収入で、予算額は、30万9,000円でございます。

1款2項1目手数料1,000円は、水質分析試験手数料に係る科目設定でございます。

次に、2款1項1目利子及び配当金でございますが、これは、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の基金運用利子で、前年度に比較し、101万7,000円減の3,212万7,000円でございます。

先ほどの議案参考資料-1の3ページに3)基金執行状況がございますのでお願いいたします。まず、1の岳南排水路基金でございますが、前年度末現在高約33億3,808万7,000円で、これに対する運用利子を3,165万8,000円見込んでおります。

次に、2の退職手当基金は、前年度末現在高約9,368万円で、これに対する利子が46万9,000円でございます。

本年度の大口定期についての預金利子は、利率を0.5%で見込んでございます。

議案書の20ページにお戻り願います。2款2項1目物品売払収入は、1,000円を計上させていただきました。

次に、議案書の22、23ページをお願いいたします。3款1項1目退職手当基金繰入金でございますが、本年度は、2人の定年退職があることから、5,433万1,000円の取り崩しをお願いするものであります。

4款1項1目前年度繰越金でございますが、前年度と同額の3,000万円を計上させていただきました。

5款1項1目預金利子は、1,000円を科目設定いたしました。

2項1目雑入は、3万円を見込みました。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして歳出を説明させていただきます。

議案書の24、25ページをお願いいたします。3歳出でございます。1款1項1目議会費は、組合議会開催の所要経費55万1,000円で定例議会2回、臨時議会1回、年3回の議会開催を見込みました。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。本年度は2億464万3,000円で、前年度に比較して4,755万1,000円の減額でございます。この主な要因は、給与費において、一般職の職員を本年度、1人新規採用しますが、定年退職が3人あり、前年度より2人減の14人となること及び本年度の定年退職者数が前年度の3人から2人となることにより、退職手当が減になることによるものでございます。

説明欄に沿って説明させていただきます。1給与費の(4)一般職14人の人件費は、1億6,185万1,000円となっております。この人件費に係る資料と致しまして、38ページから41ページにかけまして、給与費明細書をお示ししてございます。

では、24、25ページにお戻り願います。次に、2人事管理費(1)人事管理費925万6,000円は、臨時職員1人と嘱託職員2人の共済費、賃金及び平成23年度に職員1人を新規採用するために本年度実施いたします試験業務の委託料と富士市と共同設置しております公平委員会の負担金でございます。

次の、(2)職員研修費105万4,000円は研修会への参加旅費及び負担金でございます。

議案書の27ページをお願いいたします。3事務管理費の(1)事務運営費は、組合事務運営の所要経費で、819万3,000円でございます。なお、本年度より財務会計システム以外のパソコンについてのウイルス対策費を計上することと、ノートパソコン1台を4年の長期継続契約でお願いするものであります。

次に4財産管理費の(1)庁舎管理費は、庁舎の維持管理経費で、452万7,000円でございます。これは、庁舎設備の保守点検に係る委託料やリース機器の使用料及び賃借料等の経費でございます。なお、通信機器及びAEDのリースにつきましては、5年の長期継続契約でお願いするものでございます。

(2)の車両管理費は、438万2,000円でございます。これは、公用車のライトバン2台、軽自動車3台に係る所要経費でございますが、本年度は、車歴18年の普通車のライトバン1台と、車歴14年の軽自動車1台の買い替えをお願いするものでございます。

議案書の28、29ページをお願いいたします。(3)用地管理費の418万1,000円は、管路施設用地の借地料でございます。

5公租公課費の1,004万4,000円は、消費税でございます。

次の2款2項1目排水管理費は、水質調査に係る所要経費で、本年度は、533万円で前年度に比較して207万円の減額でございます。

説明欄の(1)水質調査費の110万円は、水質分析に係る消耗品及び分析試料の採取委

託料等でございます。

(2) 硫化水素調査費 423万円は、硫化水素計のセンサー等の消耗品費と今年度、3台の「拡散式硫化水素自動測定器」を買い替える経費等でございます。

議案書の30、31ページをお願いいたします。次に2目下水道管理費 3,889万円は、前年度に比較して、653万4,000円の増額でございます。この科目は、排水量の調査、施設の維持補修及び保守点検に係る所要経費で、増額の主な要因は、維持補修費において、前年度の夏季管内点検時に確認された管渠損傷箇所の補修工事と保守点検費において、下水道台帳システムにデータの追加と新たに管路維持管理システムを整備することによるものでございます。

説明欄の1 排水量管理費(1) 排水量調査費 209万円は、使用料のうち、従量料金の算定基礎となる実績排水量の検針業務に係る所要経費でございます。

2 下水道維持費は、3,680万円でございます。

このうち、(1) 維持補修費 2,069万円は、人孔整備 10箇所、足掛金物付替及び環境整備等に要する経常的経費のほか、新たに確認された管渠損傷箇所の補修 5箇所に係る経費でございます。

(2) の保守点検費 1,509万円は、本年の7月26日月曜日から30日金曜日までの5日間で、施設の調査、点検及び維持補修工事を集中して実施いたしますが、主に、この期間に行われます管内点検とゲートの点検等に要する経費と、下水道台帳データの追加整備及び管内点検調査結果を管路維持管理システムとして整備することによるものでございます。

議案書の32、33ページをお願いいたします。3目ポンプ場管理費は、今泉ポンプ場の運転管理の所要経費でございますが、本年度 3,345万円、前年度に比較いたしまして、81万円の減額でございます。この主な要因は、電気料に於いて、昨年は、一昨年7月のゲリラ豪雨の影響で契約電力量が増えておりましたが、本年度は、昨年度の実績が元となり契約電力量が少なくなったことにより、基本料金が減となったことによるものでございます。

説明欄の(1) 維持補修費 90万円は、ポンプ場で緊急に必要となった補修工事に対応するものでございます。

(2) 保守点検費 2,602万円は、ポンプ場の運転管理委託及び電気、機械設備の点検作業委託等でございます。なお、ポンプ場の運転管理委託につきましては、5年の長期継続契約での更新をお願いするものでございます。

(3) ポンプ場管理事務費 653万円は、主として電気料、工業用水使用料等の光熱水費でございます。

続きまして、2款3項1目施設改良費は、本年度 3億808万9,000円で、前年度に比較して 96万2,000円の減額でございます。この科目は、施設の保全、改良費で、歳出予算総額の 45.4%を、また、使用料に対しましては、54.9%を占めております。

この科目につきましては、議案参考資料 - 1 によりまして、説明をさせていただきますので、4 ページの 4 ) 平成 2 2 年度主要事業概要をお願いいたします。

管渠施設費における小事業の保全対策事業費のうち、1 の岳南 2 号第 3 排水路管渠改良工事基本設計業務委託は、昭和 3 6 年に富士市宇東川西町地先の松原川右岸の管理道に埋設された管渠の改良について、基本計画を策定するものでございます。位置図につきましては、本資料の 5 ページにお示ししてございます。

2 の岳南排水路管渠劣化診断業務委託は、既設管の耐震診断を行い、補強対策の資料を得るためにコンクリートの強度、中性化深さ等を調査するものでございます。位置図につきましては、本資料の 6 から 7 ページにお示ししてございます。

3 の岳南 1 号第 4 排水路凡夫川水管橋耐震補強工事は、継続事業で、富士市久沢 1 丁目地先の 1 級河川凡夫川に架かる水管橋の橋台、橋脚等の耐震補強をするものでございます。位置図につきましては、本資料の 8 ページにお示ししてございます。

4 から 8 の管渠更生工事 5 件は、継続事業でございまして、老朽化した管渠施設の更生を図るもので、管径は、6 0 0 ミリから 1 , 8 0 0 ミリで、総延長 4 6 8 メートルでございます。位置図は、9 ページから 1 4 ページにお示ししてございます。

9 の岳南 4 号排水路人孔補修工事は、継続事業で管内点検調査で損傷の確認された人孔 2 箇所の補修を行うものでございます。位置図は、資料の 1 5 ページにお示ししてございます。

次のポンプ場施設費における小事業の保全対策事業費、1 0 今泉ポンプ場主ポンプ分解点検作業委託は、継続事業でございます。ポンプ場に設置してあります 4 台の主ポンプにつきましては、1 0 年ごとに定期的に分解点検整備を行い、耐用年数の延命化を図ってきております。今年度は、4 台あるうちの最後の 1 台、4 号主ポンプについての分解点検を実施するものであります。位置図は、資料の 1 6 ページにお示ししてございます。

それでは、議案書の 3 4、3 5 ページにお戻り願います。次に 3 款 1 項 1 目利子でございます。一時借入金の償還金利子として、1 万円の科目設定をいたしました。

次に、4 款 1 項 1 目岳南排水路基金積立金でございますが、本年度も、一般財源からの積立金は無く、運用益金のみ 3 , 1 6 5 万 8 , 0 0 0 円を積み立てようとするものでございます。前年度に比較いたしまして 5 8 万 4 , 0 0 0 円の減額でございます。

次に 2 目退職手当基金積立金は、2 , 5 4 6 万 9 , 0 0 0 円で内訳は、積立金が前年度と同様の 2 , 5 0 0 万円、利子が 4 6 万 9 , 0 0 0 円でございます。これらの基金保有形態につきましては、議案参考資料 - 1 の 3 ページ、3 ) 基金執行状況に記載してございますので、お目通し願います。

それでは、議案書の 3 6、3 7 ページをお願いいたします。次に、5 款 1 項 1 目予備費でございますが、前年度に比較いたしまして、1 3 0 万 9 , 0 0 0 円減額の 2 , 9 9 1 万円でございます。

なお、定例会資料といたしまして、今年度より長期継続契約をいたします調書を添付してございますので、お目通し願います。

以上で、平成22年度岳南排水路管理組合会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第2号について、質疑に入ります。

1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） いろいろ苦労して予算を組んでいることは理解できますが、かつては総額で9億円近く、あるいはそれを超えたような記憶があるのですが、今6億、7億ちょっとですね。この資料を見ると、ずっと係数が1.0を掛けるならいいけれども、0.9幾つという形できている。そういう意味で、22年度の使用人数が気になりますね。先日新聞に、王子製紙は春日井工場など全国幾つかの工場を3箇月位休止するとのことで、富士工場は出ているかと思ったら出ていなくて、ああ、よかったなと思ったのだけれども、実際は富士にある王子製紙はもうやっているわけでしょう。あるいは日本製紙もそうだと思いますが、何割か機械を停めている。その辺の見通しはなかなか難しいと思いますが、使用事業所の見通し、あるいは現在の状況を説明してもらいたいです。皆さん方が掌握している利用企業の状況を教えていただきたい。

議長（稲葉寿利議員） 局長。

局長（丸山友則君） ただいまご質問にありましたけれども、現在、岳南排水路は94工場が使用しております。そのうち7工場は休止しておりまして、実際は87工場が稼働している状況でございます。

今、うちの方がつかんでいる見通しについてでございますけれども、一昨年のリーマンショック以降、排水量も回復しておりません。景気後退に伴う需要の減少が一番大きな主要因になっておりまして、全国的な需要の減少が起きております。今、各社ともそれに併せまして大幅な減産体制を敷いているのが現実でございます。特に洋紙関係がそのような傾向が強くて、需給バランスを生産調整で取っております。

今後の中長期的な見通しは、なかなか見通しづらいところがございますが、私共が今つかんでおります来年度の見通しとしましては、大手シンクタンクはまだ全部出そろっておりませんが、2社ほど出ているんですが、ばらばらでございますが、来年度、約4%ほど減少するという見込みのところもあれば、1.3%ほど上昇するのではないかとというシンクタンクの見通しが出ております。ただ、製紙連合会の方で出しております見通しですと0.9%、約1%ほど需要は減少するのではないかとの見込みをしております。ですから、この間の新聞にも出ておりましたけれども、昨年度は2,627万トン位の生産量がありましたけれども、来年度は最高でも2,500万トン台になっていくのではないかと、私共の方では見通し

を立てております。

今まで比較的堅調でありました家庭紙におきましても、昨年の末から生産調整等をしてきております。今までの実績を見ても、洋紙関係の見込みですと7.8%位排水量で減少しておりますけれども、家庭紙の方はそれほど減少していなかったのですが、生産調整をすることになると、減少していくのではないかと推定はしております。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） ありがとうございます。ここに管路の補修費や点検とあるが、大分老朽化しているから相当の経費がこれからかかってくるだろうと思います。使用料収入は下がっている。しかし、維持管理していくにはある程度費用はかかってしまうとのことで、例えば管路の維持整備、補修等について、5年間ぐらいの見通しでどのぐらいの経費がかかるか見通しを計画しているとは思いますが、公表とか、議会へ資料として提出することは可能ですか。

議長（稲葉寿利議員） 局長。

局長（丸山友則君） 私どもは5箇年計画を立てております。今現在やっておりますのは18年度から来年度まで、22年度までの5箇年。そしてまた今度、22年度には、23年度から27年度までの5箇年の計画を立てる予定でおります。今のところ年間3億円ほど施設改良費として使ってきておりますけれども、ずっとこのままの経済状態が進んで、今みたいに4%ぐらい減少していくことになりますと、今度の23年度からの事業計画では、それなりに施設改良が減少した事業計画を立てて、予算も立てていかなければならないと思っております。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） いろいろな雑誌、新聞等を読むと、とにかくGDPの需給ギャップが35兆円とか40兆円あるから、なかなか企業の方も減産体制を解くことにはならないと思う。今聞いたのは、維持補修をしていかないとますます諸施設が劣化していつてしまう。来年度予算で3億円余計上してあるので、多分それがずっと続くと、収入は下がってくるけれども、維持費はずっと継続していかなければならないことになる。非常に財政的に大変な部分が出て、それは基金があるからいいというわけにはいかないだろうと思うのです。いつも言わせてもらっていますが、ぜひ使用する企業、加入各社を増やすか、あるいは経営をどうするかについて、また管理組合の方で十分考慮した資料等々について、我々になるべく早く、説明をしていただくとありがたいと思っております。

以上、終わります。

議長（稲葉寿利議員） ほかに質疑はありませんか。

質疑も出尽くしたようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。 討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから、採決に入ります。

議第2号平成22年度岳南排水路管理組合会計予算については、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議第3号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の  
職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条  
例制定について

議長(稲葉寿利議員) 日程第5 議第3号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長(丸山友則君) それでは、議第3号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げますので、議案書の44ページ、併せまして、薄黄色の議案参考資料-2の1ページをお願いいたします。

本案と同様の条例が富士市におきましては、既に平成21年11月議会で議決され、平成22年1月1日をもって施行されております。

条文の説明に入る前に、まず、改正の概要につきまして、説明させていただきます。

地方公務員における災害補償制度は、常勤職員について、地方公務員災害補償法で規定されており、病院、教育機関、保育園などの臨時職員の一部は、労働者災害補償保険法で、それ以外の臨時職員又は議会議員などの非常勤特別職の地方公務員は、地方公務員災害補償法第69条第1項の規定に基づき、地方公共団体において、法律に準じて条例で定めることと規定されております。管理組合でも「同条例」を定めて、公務災害の補償を行っております。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、船員保険法が一部改正され、船員保険制度のうち「職務上疾病・年金部分」が、労働者災害補償保険制度に統合されることとなりました。これまで、非常勤船員は船員保険法の適用を受けていたため、補償について、条例の適用外であったものが、船員保険法の一部改正により、非常勤の船員のうち、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者は、この条例の適用となったものであります。本案は、この法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、条例の改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案参考資料-2の1ページをお願いいたします。

第2条の改正ですが、改正前は、非常勤船員は船員保険法の適用を受けていたため、補償について、条例の適用対象外としていましたが、船員保険制度の改正を受けて、対象外としてきた規定を削除いたします。このため、第2号を削り、第3号を繰り上げるものであります。

第16条の改正は、準用規定のうち、船員である職員に関する部分の除外規定を削るため、第46条の2を削除するものであります。

なお、附則でございますが、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号について、質疑に入ります。 質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。 討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから、採決に入ります。

議第3号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第6 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議長（稲葉寿利議員） 日程第6 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） それでは、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げますので、議案書の46ページ、あわせまして薄黄色の議案参考資料 - 2の2ページをお願いいたします。

条文の説明に入ります前に、まず、改正の概要につきまして、説明をさせていただきます。

本条例の改正は、労働基準法の改正に伴い、新たに、時間外勤務代休時間制度を新設するものであります。月に60時間を超える時間外勤務については、手当の支給率が引き上げられることとなりますが、本来の支給率と引き上げられた分の差額分の支給に代えて、代替休を指定できる制度を導入するものでございます。

既に富士市においては、本案と同様の条例が平成21年11月議会で議決され、平成22年4月1日より施行する予定とのことでございます。

それでは、議案参考資料 - 2 の 2 ページにあります条例の新旧対照表により、ご説明いたします。

労働基準法の改正に伴い新設される、時間外勤務代休時間に係る改正規定で、「第 9 条の 2 」として、新たに「時間外勤務代休時間」を規定しております。

第 1 項で「時間外勤務代休時間」を定義し、第 2 項で「時間外勤務代休時間」には勤務が免除されることを規定するものでございます。

「第 1 1 条第 1 項」の休日の代休日等については、新たに設けられた第 9 条の 2 において、略称規定が既に設けられていることから、略称規定を省き、また、休日の代休日を指定できる日から除外すべき日に「時間外勤務代休時間」が指定された勤務日を加えるよう規定するものでございます。

「第 1 6 条第 3 項」の介護休暇については、新たに設けられた第 9 条の 2 において、条例番号が既に示されていることから、条例番号を省くものでございます。

なお、附則でございますが、労働基準法の改正規定と同様の平成 2 2 年 4 月 1 日から施行することを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第 4 号について、質疑に入ります。

1 番 鈴木敏和議員。

1 番（鈴木敏和議員） 改正に別に異議があるわけじゃないけれども、実態的に職員の中で月当たり 6 0 時間残業することはありますか。

議長（稲葉寿利議員） 次長。

次長（小川佳英君） 過去、1 9 年度から 2 1 年度の 3 箇年におきまして、長時間の時間外勤務は、5 1 時間が 1 回、4 1 時間が 1 回、4 0 時間が 1 回の 3 回ございます。6 0 時間以上はございません。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（稲葉寿利議員） 1 番 鈴木敏和議員。

1 番（鈴木敏和議員） 夏の集中工事のときには、前後でいろいろあると思いますが、わかりました。

議長（稲葉寿利議員） ほかに質疑はありませんか。

質疑も出尽くしたようでありますので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。 討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから、採決に入ります。

議第 4 号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成22年 3月26日

議 長 稲 葉 寿 利

---

会議録署名議員 遠 藤 盛 正

---

会議録署名議員 鈴 木 敏 和

---